〃	第三十二回	百七十億円	九十四円八十五銭		
〃	〃	六十億円	九十四円九十銭		
〃	〃	五十八億円	九十五円		
〃	第三十四回	三億円	九十四円五十五銭		
〃	第三十六回	四億円	九十五円六銭		
〃	〃	二十七億円	九十五円十銭		
〃	第三十七回	一億円	九十六円六十四銭		
〃	第三十八回	百億円	九十七円五十八銭		
〃	第三十九回	四億円	九十九円五十銭		
〃	第四十回	三十五億円	九十九円八十五銭		
〃	第四十三回	百億円	九十九円九銭		
〃	〃	百億円	九十九円十七銭		
〃	〃	百十九億円	九十九円二十銭		
〃	第四十四回	二十五億円	九十九円六十銭		
〃	第四十六回	六億円	百円三十五銭		
合計	第四十八回	一億円	百二円八十五銭		
一千二億円					

○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十二月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年一月二十二日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	二十億円	九十八円四銭
〃	〃	五億円	九十八円九銭
〃	第三回	二十億円	九十四円二十銭
〃	〃	四十一億円	九十八円二十四銭
〃	第四回	五十五億円	九十三円三銭
〃	〃	二十七億円	九十三円二十三銭

〃	第五回	四十億円	九十四円六十九銭		
〃	〃	三十二億円	九十四円七十四銭		
〃	〃	二十億円	九十四円八十銭		
〃	〃	三十五億円	九十四円八十五銭		
〃	〃	十億円	九十四円八十八銭		
〃	〃	五十億円	九十四円九十銭		
〃	第六回	百三十五億円	九十四円四十四銭		
〃	〃	七億円	九十四円六十二銭		
〃	〃	五十億円	九十四円六十五銭		
〃	〃	五十億円	九十四円六十九銭		
〃	第七回	十五億円	九十三円九十四銭		
〃	第八回	三十億円	九十四円四十銭		
〃	〃	十億円	九十四円四十三銭		
〃	第十一回	一億円	九十四円八十九銭		
〃	〃	五十億円	九十四円四十五銭		
〃	第十三回	百三十五億円	九十五円三十二銭		
〃	〃	七億円	九十五円三十三銭		
〃	〃	五十二億円	九十五円三十四銭		
〃	〃	十億円	九十五円三十五銭		
〃	〃	五十億円	九十五円三十七銭		
〃	〃	八十六億円	九十五円三十八銭		
〃	〃	二十二億円	九十五円四十銭		
〃	〃	五億円	九十五円四十四銭		
〃	第十四回	十六億円	九十四円十二銭		
〃	第十五回	十億円	九十五円二十四銭		
〃	第十六回	六十億円	九十四円七十八銭		
合計	〃	五十七億円	九十四円八十三銭		
一千二百十三億円					

○財務省告示第二十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十二月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年一月二十二日

財務大臣　菅　**直**人